

消費ってな～に？

消費とは、商品やサービスを買って使うことやで

買物するときは人や社会・環境のことを考えて商品を選ぶやな

消費者教育推進大使 もずやん



Q1 消費者クイズに挑戦！○or×？

う～ん
どうかなあ



① オンラインゲームでアイテムを買うのは契約になる

② インターネット通販の条件などの表示は確認しなくてもいい

③ 書店で本の記事を撮影し、その写真をSNSに載せてもいい

⇒ 答えは裏面に書いているよ

Q2 次の消費行動は正しいかな？○or×？

1

大人です(ウソ)
スマホ買います

本当は15才

ありがとう
ございます

年齢を偽って契約をしてはいけません！未成年者がこづかいより高いものを買うときは、親などの同意が必要です。同意のない契約は取り消すことができますが、自ら「大人です」など、ウソをついて行った契約は取り消すことができません。

※令和4(2022)年4月から成年年齢が18歳になりました

2

え!? 10万円請求!
キャンセルの
連絡しなさい

タップ

登録完了
100,000円を
請求します
キャンセルは
〇〇××へすぐ
連絡を!

請求メールが届いたり、請求画面が表示されたりしても、知らない事業者に連絡しないようにしましょう！詐欺の可能性があります。身に覚えのない料金の請求があっても支払う必要はありません。個人情報情報を悪用されないためにも、無視しましょう。

3

いやいや、
ひと呼吸置こう!

ヘッドホンの
音が出ない

お店の人に
言わなさい!

落ちついて
ちゃんと意見を
伝えよう

買った商品などに不満があっても意見を言うときには、ひと呼吸置いて状況をていねいに説明しましょう。もしかすると使い方がまちがっているのかもしれません。自立した消費者として、意見が相手にきちんと伝わるようにすることが大切です。

大阪府消費生活センター

所在地 〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10
ATC(アジア太平洋トレードセンター)ITM棟3階

消費生活相談 TEL 06-6616-0888 FAX 06-6612-0090
(月～金 9:00～17:00)

ウェブサイト <https://www.pref.osaka.lg.jp/shouhi/>

メール相談 <http://kanshokyo.jp/mail>

大阪府消費生活センター発行
企画・編集:(公財)関西消費者協会 2025.6

困ったときは一人で悩まずに 消費者ホットライン

☎ 188(いやや!)番(局番なし)

お住まいの市町村等の消費生活相談窓口をご案内します

チャットボットでは、商品やサービスの購入・契約などの消費生活に関するよくあるご質問に24時間対応でお答えします。

もずやんの消費生活FAQ(チャットボット)

検索



大阪府では、SDGsの推進を図り、SDGs先進都市をめざしています。

消費生活相談は、SDGsに掲げる17のゴールのうち、「12 つくる責任つかう責任」のゴール達成に寄与するものです。

18歳から“大人”に!

未成年者が結んだ契約は取り消せる場合もあるけど(未成年者取消権)、18歳になると未成年者取消しはできないよ。契約をするときには、本当に必要かよく考え、周りの人の意見も聞いて慎重に行いましょう!

Q1 消費者クイズの答えとトラブル事例

① ゲーム課金編



やめたほうが
いいよ~

VS.

ちょっとくらい
いいよね



表面 Q1①の答え:○

オンラインゲームでアイテムを購入することは契約になるよ。購入し続けていると、どんどんお金がかかるよ。データ通信にもお金がかかることを忘れないで! おうちの人や友達とルールを作り、ルールの中で使うことが大切だよ。

② インターネット通販編



ちゃんと表示などを見て
買ったほうがいいよ~

美容に
効果あり!!

VS.

安いから
早く買わなきゃ



表面 Q1②の答え:×

インターネット通販で購入するときは、購入前に条件などを確認しようね。「1回だけ」のつもりで購入したら、複数回の購入が条件の「定期購入」で、2回目以降は高額な料金を請求されることもあるよ。

※定期購入の表示がわかりにくい場合は、契約を取り消せる可能性があります

③ 著作権侵害編

—書店にて—

そうそう、この記事
探してたんだ
みんなにも
教えてあげよう
SNSにアップ



そんなことしたら
ダメじゃない?

VS.

やさしいな~
いいことだね



表面 Q1③の答え:×

未購入の本や雑誌などの内容を撮影してはいけません。また、本の内容などをSNSなどにアップロードすると、著作権法違反の容疑で逮捕されることもあるよ。